公　告

諸　事　項

建築士懲戒処分公告

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　和田　文夫　一級建築士　第162789号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止５月
4　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（４物件（建築確認：平成11年10月、平成12年11月、平成13年５月、同年７月））について、和田建築設計事務所（埼玉県知事登録第6567号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　大竹　次郎　一級建築士　第132438号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止５月
4　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（４物件（建築確認：平成５年10月（２物件）、平成10年２月、同年７月））について、一級建築士事務所有限会社アウス建築工房（東京都知事登録第35669号、平成５年４月22日付け抹消）及びユニオンホームズ株式会社一級建築士事務所（東京都知事登録第38838号、平成11年５月20日付け抹消）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律（平成18年法律第92号）附則第４条第２項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　古川　　正　一級建築士　第149425号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止４月
4　処分の原因となった事実　埼玉県内の建築物（３物件（建築確認：平成11年６月、平成13年３月、同年７月））について、古川一級建築士事務所（埼玉県知事登録第1037号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第46条第４項の規定に適合しない設計（壁量不足による耐震性の不足等）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　奥野　　論　一級建築士　第165104号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止３月
4　処分の原因となった事実　北海道内の建築物（１物件（建築確認：平成25年７月））について、株式会社奥野工務店（北海道知事登録（石）第1950号）の業務に関し、一級建築士として、建築士法第20条第１項の規定に違反し、本件建築計画の設計図書に、他の建築士の名義を無断で借用し、設計者として記名及び押印をし、建築確認申請書及び完了検査申請書における設計者として記載した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　田淵　清輔　一級建築士　第277899号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止２月
4　処分の原因となった事実　岡山県内の建築物（３物件（建築確認：平成23年８月、同年11月））について、田渕建設産業株式会社の業務に関し、一級建築士たる工事施工者として、建築基準法（昭和25年法律第201号）第６条第８項の規定に違反し、同法第６条第１項又は第６条の２第１項による確認済証の交付を受けずに建築工事を行った。また、同建築物について、田渕建設産業株式会社一級建築士事務所（岡山県知事登録第13476号）の業務に関し、代理者及び工事監理者として、確認済証の交付を受けずに工事が行われることを容認した。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　松田　律雄　一級建築士　第104889号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
4　処分の原因となった事実　青森県内の建築物（１物件（建築確認：平成20年10月））について、有限会社中央設計（青森県知事登録第880号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。

建築士法（昭和25年法律第202号）第10条第１項の規定による処分をしたので、建築士法第10条第５項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年４月13日

国土交通大臣　石井　啓一

1　処分をした年月日　平成30年３月26日
2　処分を受けた建築士の氏名、その者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別及びその者の登録番号　池田　　匠　一級建築士　第263103号
3　処分の内容　平成30年９月１日から業務停止14日
4　処分の原因となった事実　秋田県内の建築物（２物件（建築確認：平成26年４月））について、株式会社渡辺佐文建築設計事務所（秋田県知事登録第13―10Ａ―0936号）の業務に関し、設計者として、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第47条第１項に違反する設計（本件建築物の壁を設け又は筋交いを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口について、「木造の継手及び仕口の構造方法を定める件」（平成12年５月31日建設省告示第1460号）第二号に定める接合方法としなければならないにもかかわらず、当該告示に定められた仕口の構造方法に適合しない設計）を行った。